

千葉県告示第388号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和5年5月8日

千葉市長 神谷俊一

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地 の面積	指定の告示日
022-80	中央区大巖寺町地内	293	約 0.12 ha	令和3年11月12日
022-85	中央区大巖寺町地内	299	約 0.06 ha	令和3年11月12日